

杉並区立和田障害者交流館及び杉並区立高円寺障害者交流館の運営管理委託業務における杉並区障害者団体連合会への是正勧告とその対応について

区が杉並区障害者団体連合会（以下「障害者団体連合会」という。）に対して業務委託を行っていた「杉並区立和田障害者交流館及び杉並区立高円寺障害者交流館運営管理」について、障害者団体連合会から新宿労働基準監督署（以下「労働基準監督署」という。）より、令和 7 (2025) 年 7 月 31 日付けで労働基準法及び労働安全衛生法並びに最低賃金法の違反に関する是正勧告が行われたと、同日、区に報告がありました。

障害者団体連合会は、平成14年 3 月から令和 6 年度までの間における当該委託業務の履行に際し、知的障害者及び精神障害者を訓練就業の一環として清掃員として配置し、一人ひとりの障害特性に合わせた支援をしており、区も、当該清掃員は労働関係法令の適用を受ける労働者ではなく、訓練就業を受けているものであると認識していました。しかし、今回、労働基準監督署は、各種書類等を確認した上で、当該清掃員は労働関係法令の適用を受ける労働者であると判断し、是正勧告を行ったものです。

【岸本聡子区長のコメント】

これまで区は、障害者が安心して働ける環境を整えるとともに、民間企業等における障害者雇用を促進してまいりましたが、このたび、区の委託業務において障害者団体連合会が是正勧告を受けたことについて、大変重く受け止めています。

今後、障害者団体連合会の意向を踏まえ、区としても適切な対応を図ってまいります。

【報道機関 問い合わせ先】

障害者施設支援課：03-3312-2111（内線 2271）

広 報 課 報 道 係：03-3312-2111（内線 1575）